改正後	改正前
6　中部空港事務所及び関西空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。	6　中部空港事務所、関西空港事務所及び大分空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。
7　（略）	7　（略）
（航空管制技術官）	（航空管制技術官）
第六十六条　（略）	**第六十六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。	4　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。
5～9　（略）	5～9　（略）

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○環境省令第二十七号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第十三条第九項の規定に基づき、悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日　　環境大臣　笹川　博義

悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。」」を削る。

様式第一号、様式第八号及び様式第十号中「本籍地」を削る。

様式第二号から様式第五号まで中「本籍」の欄を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○防衛省令第二十三号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日　　防衛大臣　小泉進次郎

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等に委託する事務等）	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
（実施機関の長による自衛官等の情報の登録）	（実施機関の長による自衛官等の情報の登録）
第六条の二　実施機関の長は、法第二十二条第三項の規定により同項第二号に掲げる事務を委託する場合は、第五条の二第一項の規定による届出を受けた日及び自己の管轄区分に属する自衛官等がその身分を失った日から五日以内に、当該届出又は当該身分の喪失に係る自衛官等の資格に係る情報を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（第二十四条第一項第四号において「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第二十四条第一項第五号において「国民健康保険団体連合会」という。）に提供するものとする。	**第六条の二**　［同上］
（法第二十二条第七項の防衛省令で定める者等）	（法第二十二条第七項の防衛省令で定める者等）
第二十四条　法第二十二条第七項の防衛省令で定める者は、次に掲げる者とする。	**第二十四条**　法第二十二条第七項の防衛省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	四　社会保険診療報酬支払基金
五～十　［略］	五～十　［同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。